

令和3年度国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業（補助事業）に係る Q&A

2021.5 現在

環境省自然環境局国立公園課
一般財団法人環境イノベーション情報機構

※本資料はあくまでも現時点の情報に基づいて作成しているものであり、今後、変更の可能性があります。

■事業全体に係るQA

Q1. 地方公共団体の申請は可能ですか？

A1. 申請可能です。公募要領の「1. 事業の目的と補助事業の内容について」(3)に補助金の応募を申請できる方を記載しています。

Q2. 他の補助事業との併用は可能ですか？

A2. 他の国の補助事業との併用はできません。補助の裏負担分（補助金以外の自己資金）は申請者側でご用意いただく必要があります。なお、地方公共団体等の補助事業との併用は可能です。（その場合は、裏負担分が上限です。）

Q3. 事業対象メニューについて、すべての事業を実施しなければならないのですか？

A3. すべての事業を実施する必要はなく、各地域で実施が必要な事業を個別にご検討・実施いただいで構いません。

Q4. 1つの団体が対象地や事業内容を変えて複数申請することは可能ですか？

A4. 可能です。ただし、申請多数の場合は採択の優先順位が下がる可能性があります。

Q5. 協議会とは何でしょうか？また法人格が必要ですか？

A5. 協議会とは、当該地域内の自治体、観光協会、民間事業者等から構成される組織となります（自治体や観光協会等の参加は必須ではありません）。公募要領では、「ク 民間企業等で構成する協議会その他環境大臣の承認を得て機構が適当と認める者」に当てはまります。本事業では協議会が申請

者となる場合に必ずしも法人格を求めるものではありませんが、事務局や構成員、会計・事務処理の方法・体制等を確認させていただくことがあります。

Q6. 協議会構成員に環境省や都道府県が含まれていることは問題ないですか？

A6. 問題ありません。ただし、協議会の負担の一部を環境省が支出することでできません。

Q7. 旅館組合や〇〇の会といった任意団体であっても申請可能ですか？

A7. 機構が、規約等により事務局や構成員、会計・事務処理の方法・体制等を確認し、その上で補助事業を実施可能な組織であると認められれば、申請可能です。

Q8. キャッシュレス化を行う場合に留意すべき点は何ですか？

A8. 利用者、特に外国人利用者にとって利便性の高いものとしてください。

Q9. 補助事業の交付額の上限、下限はありますか？

A9. 補助金交付額の上限、下限は設定していません。公募の結果、予算枠の上限に達した場合にはその枠内で交付額の調整を行うことがあります。

Q10. 人件費、雑役務費、資材購入費等の割合の上限はありますか？

A10. 事業目的の達成に必要と認められれば、各経費の割合の上限はありません。

Q11. 感染症対策はどのようなものを想定していますか？

A11. パーテーション、消毒液、CO₂濃度センサー等の感染症対策に要する物品の購入、非接触・人数制限など感染症対策に配慮した滞在型コンテンツに関する調査、計画、モデル実施などが考えられます。ただし、宿泊施設等において本来施設管理者が実施すべき感染症対策との重複は認められません。

Q12. 人件費はどのように算出しますか？単価基準や上限はありますか？

A12. 申請者が通常使用している単価と業務日報等をもとに算出します。経費の妥当性については、適宜、機構が判断する予定です。なお、出向元が給与等の負担をしている場合など、申請者が負担していない人件費は計上できません。

また、申請後、一定の割合を超える経費配分の変更がある場合には、交

付規程第6条及び第8条第三号に基づき、承認等の手続きが必要となります。（事前にご相談ください。）

Q13. 人件費は受託単価を用いて計上してよいですか？

A13. 補助金交付の目的上、補助対象経費に申請者又は関係団体等の利益を含むことはふさわしくないことから、受託単価ではなく、支払単価を用いて計上していただく必要があります。なお、精算時には補助事業期間内の実績単価を用いて算出していただくこととなりますので、あらかじめご承知おきください。

Q14. 人件費、雑役務費、資材購入費等の割合の上限はありますか？

A14. 事業目的の達成に必要と認められれば、各経費の割合の上限はありません。なお、本補助金は地域経済の持続可能な発展も目的としていることから、経費のほとんどを地域外の事業者への外注費（雑役務費）として使用するような申請については、採択の優先順位が下がる可能性があります。

Q15. 高額な備品費であっても購入可能ですか？

A15. 事業目的の達成に必要と認められれば可能です（事業のために必要不可欠でかつ次年度以降も事業目的を達成するために継続的に使用する等）。ただし、パソコン、カメラ・映像機器、乗用車等の汎用性が極めて高く、目的外使用になり得る備品の購入は原則として認められません。

また、高額な備品の購入が経費の大部分を占める場合等は、採択優先順位が下がると考えています。なお、交付規程第8条第十一号に基づき、取得財産等管理台帳の整備、補助事業の期間終了後も含めた目的外使用の禁止等の制限がかかります。

Q16. 補助事業で得られた売上はどう扱えばよいですか？

A16. 補助対象事業の実施期間中に、参加者から滞在型コンテンツの参加料等の費用を徴収した場合は、「寄付金その他収入」として計上することとなり、当該収入等を差し引いた金額が補助対象経費になります。なお、補助事業完了後に補助事業の成果を活用して利益を得ることや、補助事業とは関係の無い事業で利益を得ることは、一部特段の場合を除き問題ありません。

Q17. 補助事業で得られた売上から環境保全事業等への寄付をしてもよいですか？

A17. Q16 の通り、補助事業で得られた売上等は、環境保全事業等への寄付額も含めて、「寄付金その他収入」として計上していただく必要があります。また、環境保全事業等への寄付は補助対象経費となりません。

なお、補助事業完了後に補助事業の成果を活用して得た利益の一部を環境保全事業等に寄付することは問題ありません。

Q18. 補助金の交付を受けた後に委託事業者への支払を完了したいが可能か。

A18. できません。補助金の対象経費については、事業対象期間内にすべての事業を終えて、経費の支払いが完了している必要があります。

Q19. 経費内訳の作成に当たって注意すべきことは。

A19. 公募要領の別表第3の経費区分を参照のうえ作成をお願いします。また、必ず根拠となる員数と単価、備品と資材については購入しようとする品名を備考欄に記載してください（別紙とすることも可能です）。補助事業を行うために直接関係のない費用や過大な費用は認められませんのでご注意ください。

謝金の単価については原則として、環境省が定める単価（下記 Web サイトの P16 参照）を使用してください。なお、内規等がある場合は当該内規を予め機構に提出し、確認を取ってください。

https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotasu/2804_160323set.pdf

Q20. 複数事業者が活用する体験フィールドの環境整備のみ実施することは可能ですか？

A20. 「コンテンツの造成事業」については、海岸清掃、登山道の簡易修繕等の体験フィールドの受入環境整備のみの実施は認めておらず、テストマーケティングやファムトリップと連動している必要があります。「地域一体となった効果的なコンテンツ提供の検討事業」であれば環境整備のみ実施でも補助対象となり得ます。

Q21. 国立・国定公園の区域外で実施するものも補助対象となりますか？

A21. 国立・国定公園内で実施するコンテンツ造成等に必要と認められれば、区域外で実施する事業であっても補助対象となります。ただし、以下※1～※3に掲げる事業については、国立・国定公園外で実施する場合でも要件を満たす場合は補助対象になります。事業実施計画上で、公園区域内のコンテンツ造成等との関係について明確にしてください。

詳細については、交付規程別表第1を参照してください。

- ※1 ナイトタイムのコンテンツ造成については、国立・国定公園外の国民保養温泉地での実施も補助の対象とします。
- ※2 野生動物観光については、国指定鳥獣保護区等の国立・国定公園外の実施も補助の対象とします。
- ※3 ロングトレイルは、国立・国定公園外の長距離自然歩道又は国立・国定公園への利用促進に資するその他の自然歩道での実施も補助の対象とします。

Q22. 公園事業の執行者以外の者が、歩道修繕等の内容を含めて申請することは可能ですか？

A22. 事業執行者の了解を得たうえで、草刈りや簡易な修繕であれば問題ありません。なお、自然公園法の手続きについては、国立公園は原則当該区域を管轄する環境省自然保護官事務所等、国定公園は都道府県等にご相談をお願いいたします。

また、「コンテンツ造成事業」では、歩道修繕等は、テストマーケティングやファムトリップと連動している必要があります。

Q23. コンテンツ等のために実施する利用施設（例えば木道等）の整備に係る経費は対象となりますか？

A23. 資材を購入して人力で実施するものは基本的に対象となります。工事費（重機等を使用するいわゆるハード整備）は対象外です。

Q24. 事業の対象となる滞在型コンテンツとは、宿泊を伴うものである必要がありますか？

A24. 国立・国定公園等の自然や文化を活用したツアー・イベント・アクティビティ・体験に該当すれば、日帰りであっても対象となります。

■「コンテンツの造成事業」に係るQA

Q1. 国立公園内等でグランピング等を実施する場合、公園事業者でなくても行えますか？

A1. 公園事業者でなくても実施可能です。ただし、テント等工作物の設置や広告物の掲出等を行う場合、事前に自然公園法に基づく許可申請や届出が必要です。実施場所や内容の適否及び手続きに関する相談のため、時間の余裕をもって国立公園は所管の環境省自然保護官事務所等、国定公園は、都道府県等にご連絡ください。

Q2. ファムトリップ等を実施する場合に借り上げる土地や建物の借料は補助対象になりますか？

A2. 補助対象になります。なお、自己所有以外の土地や建物を借りる場合は、予め所有者等の許可等を得る必要があります。ただし購入は認められません。

Q3. 補助事業の期間にファムトリップ等を実施せずに、事業計画の策定や人材育成等のみ実施することは可能ですか？

A3. 事業計画の策定や人材育成等のみの実施でも申請可能です。ただし、次年度以降に事業を継続することを前提とします。

Q4. テストマーケティングやファムトリップは参加費が無償のものでも良いですか？

A4. 参加費が無償のものでも問題ありませんが、参加人数や内容については、テストマーケティングやファムトリップ等の目的を踏まえて必要最小限としていただく必要があります。

Q5. テストマーケティングやファムトリップとして計上できる経費はどのようなものですか？

A5. 公募要領に記載の事前調査・準備・プロモーション・環境整備・試験的な二次交通の構築・感染症対策等に関する経費に加えて、例えば、テストマーケティングであれば試験的な販売に係る経費、ファムトリップであればモニターツアーの実施経費及びモニターツアー参加者の旅費・謝金等が想定されます。公募要領別表第3もご参照ください。

Q6. Go Toキャンペーンの適用は可能ですか？

A6. ファムトリップやテストマーケティングなど補助金で経費を負担するものについてはGo Toキャンペーン等の適用はできません。

参加者が自己負担する場合の宿泊費等については、Go Toキャンペーン等の適用が認められます。

Q7. テストマーケティングやファムトリップで飲食の提供やノベルティの作成・配布はしてよいですか？

A7. テストマーケティングやファムトリップにおける飲食の提供は、地場産品をPRするためなど滞在型コンテンツの造成のために必要で、かつ、原則として環境省が定める単価（下記WebサイトのP15参照）の範囲内の場合のみ、補助対象となります。なお、内規等がある場合は当該内規を予め機構に提出し、確認を取ってください。

https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotatsu/2804_160323set.pdf

また、ノベルティの作成・配布は原則として補助対象外です（地場産品を活用した製作体験の成果物を持ち帰る場合など、滞在型コンテンツの造成のために必要な場合は対象となります）。

Q8. ワークーションに関して、リモートワークの実施や環境整備等の経費は補助対象となりますか？

A8. 国立・国定公園等における自然や文化を活用した体験等のコンテンツと連携している場合に限り、対象となります。工事費（重機等を使用するいわゆるハード整備）は対象外です。